

○総務省令第二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月一日

総務大臣 片山 善博

接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第八項に次の一号を加える。

七 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価を超えない額を加算するものであること

附則第十項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

五 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設

備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

附則第十二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

四 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

附則第十三項中「第六号」を「第七号」に、「第二号から第四号」を「第二号から第五号」に改める。

附則第十四項及び第十七項中「光信号中継伝送機能」を「一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能」に、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。